

介護新聞 2010 年 7 月 15 日

<介護職員の医療行為実施へ 厚労省検討会が初会合>

対象範囲、要件、研修 在り方など論点示す

早ければ来年法案提出も

厚生労働省は在宅・施設介護職員などによる一定の医療行為実施に向け、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」初会合を開いた。今月中に2回、検討会を開催し、8月に中間整理を行う。長妻昭厚労相は同検討会の議論を踏まえ、早ければ23年通常国会に法案を提出する考えを示している。

		在宅（療養患者・障害者）	特別支援学校（児童生徒）	特別養護老人ホーム（高齢者）
対象範囲	たんの吸引	口腔内 ○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
		鼻腔 ○	○	×
		気管カニューレ内部 ○	×	×
	経管栄養	胃ろう ×	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護職)
		腸ろう ×	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	×
		経鼻 ×	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	×
要件等	①本人との同意	・患者が、方法を習得した家族以外の者に依頼し、当該者が行うことについて文書による同意（ヘルパー個人が同意） ・ホームヘルパー業務と位置づけられていない	・保護者が、学校に依頼し、学校の組織的対応を理解の上、教員が行うことについて書面による同意 ・主治医が、学校の組織的対応を理解の上、書面による同意	・入所者（入所者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、施設に依頼し、施設の組織的対応を施設長から説明を受け、それを理解の上、介護職員が行うことについて書面による同意
	②医療関係者による的確な医学的管理	・かかりつけ医、訪問看護職員による定期的な診療、訪問看護	・主治医から看護師に対する書面による指示 ・看護師の具体的な指示の下で実施 ・在校時は看護師が校内に常駐 ・保護者、主治医、看護師、教員の参加下で、個別具体的な計画の整備	・配置医から看護職員に対する書面による指示 ・看護職員の指示の下で実施 ・配置医、看護職員、介護職員の参加の下、個別具体的な計画の整備
	③医行為の水準の確保	・かかりつけ医、訪問看護職員による家族以外の者への技術指導 ・かかりつけ医、訪問看護職員との間において同行訪問や連絡・相談・報告などにより手技を確認	・看護師及び教員が研修を受講 ・主治医による担当教員、実施範囲の特定 ・マニュアルの整備	・看護師及び介護職員が研修を受講 ・配置医による担当介護職員・実施範囲の特定 ・マニュアルの整備
	④施設・地域の体制整備	・緊急時の家族、かかりつけ医、訪問看護職員、家族以外の者等の間の連絡・支援体制の確保	・学校長の統括の下、関係者からなる校内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施 等	・施設長の統括の下、関係者からなる施設内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施 等

現在、同省は特養介護職員や特別支援学校教員にたん吸引・一部経管栄養を容認し、ヘルパー業務には位置付けない形で利用者がヘルパー個人に依頼した場合のたん吸引も認めている。今回設置した検討会では、より幅広い在宅・施設介護職員などの一部医療行為実施や必要な法整備、研修体制を議論するのが目的。

同省が初会合で提示した、介護職員などによるたん吸引等を認める場合に考えられる主な論点は、

対象範囲

医師・看護職員と介護職員等との連携体制確保等要件

研修の在り方

試行事業の在り方。

対象範囲では実施可能なたん吸引・経管栄養の範囲、介護職員等の範囲、介護施設や居宅、障害者施設、特別支援学校など場所の範囲を挙げた。

8月9日の同検討会で中間整理を行うため、22、29日に法制度や研修の在り方などを議論。中間整理を経て、試行事業に取り組む考えだ。